

こんなことでお困りではありませんか？ または、困っている方が周りにいませんか？



①成年後見制度は、一度利用すると本人が亡くなるまで続きます

⇒成年後見制度は判断能力が不十分な本人の権利を保護するための制度であるため、本人の判断能力が回復したと認められる場合でない限り、制度の利用を途中でやめることはできません。

②制度の利用には、費用がかかります

⇒制度の申立には費用がかかります。また、専門職が後見人等についている場合は、報酬を支払う必要があります。報酬を支払う必要がない親族等を後見人等の候補者として申立を行うことも可能ですが、必ず選任されるとは限りません。

③後見人等にはできないこともあります

⇒できること…財産管理・身上監護（下記を参照）
⇒できないこと…介護や家事援助などの事実行為
入院・入所時の身元引受人や保証人
手術などの医療に関する同意
婚姻や遺言・養子縁組等の行為の代理等

財産管理：預貯金通帳・印鑑の管理、収支の管理、不動産の管理・処分、遺産相続の手続き 等

身上監護：本人の住居の賃貸借契約の締結や家賃の支払い、介護・障がい福祉サービスの利用手続き、介護施設などの各種手続き・費用の支払い、医療機関に関しての各種手続き、定期的な訪問 等